

事例研究

**地方都市における公民連携によるエネルギー政策の  
推進手法に関する一考察**  
～湖南省地域自然エネルギー基本条例を中心として～

東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー

一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団

藏田幸三

序章

第1章 地方都市における地域エネルギー政策の位置づけ

- 1 湖南省の概要
- 2 湖南省の地域エネルギー政策体系
- 3 地方都市の地域エネルギー政策体系

第2章 湖南省地域自然エネルギー基本条例の制定過程

- 1 市民主体の市民共同発電所の取り組みと地域・市民の意識醸成
- 2 全国に先駆けた地域自然エネルギー基本条例の制定
- 3 地域自然エネルギー基本条例の波及・展開

第3章 公民連携によるエネルギー政策の推進過程

- 1 地域循環による地域活性化の取り組み
- 2 コナン市民共同発電所 初号機の取り組み
- 3 コナン市民共同発電所 弐号機の取り組み

第4章 政策的インプリケーション

## 序章

本稿の目的は、地方都市における地域エネルギーに関する政策的位置づけを行った上で、地域のエネルギーに対する取り組みを公民連携によって、持続的に推進していくための手法を明らかにすることである。

2011年3月11日の東日本大震災と福島原発の事故によって、国民の安全やエネルギーに対する意識は大きく変化し始めたと考えられる。国レベルでの経済・エネルギー等の循環・分配から、地域レベルでの経済・エネルギー等の循環・分配に、より多くの信頼を寄せるようになる動きが生まれてきている。特に、エネルギー分野では、2012年7月からはじまった、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって全国各地で様々なエネルギーに関する取り組みが進められている<sup>1</sup>。

本稿では、地域エネルギー政策に関して、全国に先駆けて基本条例を制定し、公民連携によって具体的な政策展開・事業展開を行っている滋賀県湖南市を対象に、地方都市における地域エネルギー政策のあり方とその推進手法について検証する。具体的には、2012年9月に制定された「湖南市地域自然エネルギー基本条例」の制定過程およびその内容と、その具体化の取り組みのひとつである「コナン市民共同発電所初号機<バンバン発電所>」と「コナン市民共同発電所式号機<甲陸発電所>」の事業の推進過程を取り上げる。

そのために、条例制定に関する政策文書や具体的な市民共同発電所の事業に関する一次資料を収集・調査し、文献・資料等に基づく実証的な考察を試みる。

先行研究について整理しておくとして、これまで地方都市における地域エネルギー政策に関して、焦点を当てた先行研究は管見の限りは見当たらない。地方都市のエネルギー事業に関して言及している小石と越膳（2013）によると、湖南市を含む全国の自治体で地域エネルギー発電所の取り組みが進められていることが事例照会されているが、そこにおける地方都市の地域エネルギー政策の体系や公民連携による推進方法に関する踏み込みは十分ではない。また、公民連携（PPP）の分野からは、根本（2006）や東洋大学 PPP 研究センター（2013）において地域活性化の PPP 事例が紹介されているが、地方都市の条例等を起点とした公民連携に関しては言及されていない。

具体的な考察に先だって、期待される研究成果のポイントについて簡潔に示してお

---

<sup>1</sup> 市民共同発電所全国フォーラム（2013）発表資料および HP（気候ネットワーク）<http://www.kiconet.org/event/20130921.html> 2014年1月10日閲覧

きたい。第一に、地方都市における自立的・持続的な暮らしを実現するために、地域エネルギー政策は重要な位置づけを占めており、同分野の基本的な方針を条例として定めることによって制度的なフレームを安定的に構築することが有効であること。第二に、財政状況が逼迫する中で、地方自治体の政策経費を継続的に投入して実施する政策には、資金的な制約から質・量の両面において一定の制約があり、それを補完するために公民連携による政策推進が効果的であること。第三に、地域エネルギー政策・事業の促進に向けて、法制度上の制約や規制の緩和、先導的的事业に関する政策的支援、税財政の改革等の必要性があり、総合的・複合的な政策パッケージとして推進することが、これからの日本の地域再生、経済活性化、持続的な発展を実現するために重要であること、以上の3点が主要な知見として期待される。

残された課題として、今回対象とした地方都市（中核市以下のその他の市）以外での同様の研究が必要であると考えている。政令市の北九州市では、「市民太陽光発電所」を計画し、そのための特別会計を設置するなどの準備も進められているなど、様々な取り組みが進められていることから、今後は都市規模（政令市、中核市、特例市、その他の市）ごとに最適な地域エネルギー政策のあり方や公民連携での事業推進手法を研究していくことが求められる。

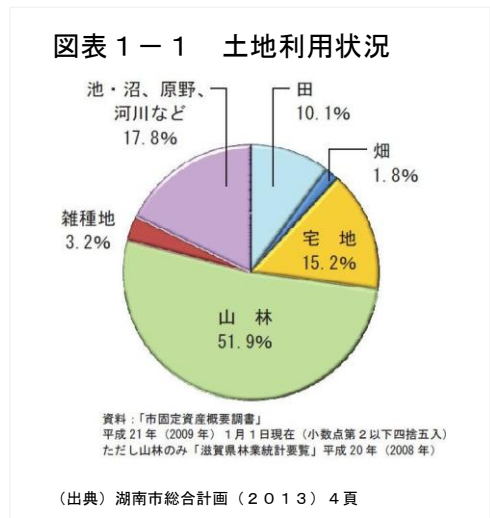
## 第1章 地方都市における地域エネルギー政策の位置づけ

### 1 湖南市の概要

#### (1) 湖南市の立地・土地利用

湖南市は、滋賀県南部に位置し、大阪や名古屋の双方から100km圏内にあり、高速道路や幹線道路等によって、交通アクセスが便利であることから、近畿圏と中部圏をむすぶ広域交流拠点として位置づけられます。

自然環境としては、南側に阿星山系、北川に岩根山系、その間の丘陵地と市の真ん中を流れる野洲川付近一帯には平野など、水と緑の自然環境に恵まれた地域特性を有している。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、地目別には平地（田、畑、宅地）が27.1%、山林が51.9%、雑種地が3.2%、池・沼、原野、

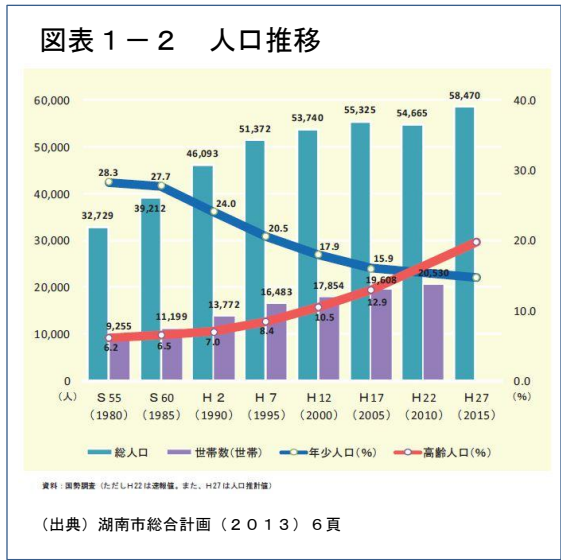


河川などが 17.8% となっている (図表 1-1)。

(2) 湖南省の人口

湖南省の人口は増加傾向にあったが、近年の伸び率は微減傾向を示している。2010 (平成 22) 年現在の人口は、54,665 人 (10 月 1 日国勢調査速報値) となっている。

また、人口推計結果では、2015 (平成 27) 年の総人口は 58,470 人まで増加すると推計される。2005 (平成 17) 年の実際人口と平成 2015 (平成 27) 年の間の推計人口の中で、年少人口 (14 歳以下の人口) と高齢者人口 (65 歳以上) と比べると、少子高齢化が急速に進むと考えられる (図表 1-2)。



(3) 湖南省の地域エネルギーの状況

湖南省の地域エネルギーの状況についてしてみると、中川 (2012) によると、湖南省の電力使用量—電気料金は、①家庭用で 1 億 1,413 万 kWh (15.6%) — 2.5 億円、②商業用で 8,290 万 kWh (11.3%) — 1.2 億円、③産業用で 5 億 3,185 万 kWh (72.6%) — 5.3 億円、④その他で 373 万 kWh (0.5%) となっている。それに加えて、太陽光発電サーチャージ (0.05 円/kWh) が 3,660 万円と、再エネサーチャージ (0.22 円/kWh) が 1 億 6,117 万円が課される。

人口一人当たりの電気代の概数から推計すると、一人 1 カ月あたり 1 万円 (家庭、商業、工業すべての平均) とすると、1 年間 (12 か月) で 12 万円、湖南省の人口 5 万 3 千 8 百 4 7 人をかけると、市全体として地域外に支払っている電気代は、毎年 60 億 ~ 100 億円と推計される。

これは湖南省における市税収入に相当する額であり、地域経済の持続的な発展を考える際、重要な部分であることがわかる。

これまで湖南省の現状について整理してきた。それらを踏まえて、本稿の中心的な考察対象である湖南省の地域エネルギーに関する計画体系について見ていく。

## 2 湖南省の地域エネルギー政策体系

### (1) 湖南省総合計画後期基本計画

湖南省の地域エネルギーに関する計画体系の最上位計画は、総合計画（後期基本計画）である。同計画では、まちの将来像（10年後）として「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」を掲げ、その下に以下6つの目標を置いている。

- (1) みんなで共に進めるしくみをつくろう～人権尊重と自立・自助のまちづくり～
- (2) うるおいのあるまちをつくろう～自然を活かし、自然と共生するまちづくり～
- (3) 活気あるまちをつくろう～産業が集まり、人が集うまちづくり～
- (4) ほっとする暮らしをつくろう～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～
- (5) いきいきとした暮らしをつくろう～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり
- (6) 明日を拓くしくみをつくろう～効率的・効果的な行財政システムづくり

地域エネルギーに関する取り組みは(2)に、公民連携の取り組みは(1)・(6)に位置づけられ、特に(2)の中で、「資源循環に対する意識を高め、省資源・省エネルギーに努める」ことを掲げ、「地球温暖化対策の推進」の項目において、「省エネルギー活動の推進と新エネルギーの普及に努める」ことを述べている。

具体的には、「エネルギーの自給率や利用効率の向上を図るため、市民、事業者、環境関連団体、市の協働により、自然エネルギー活用や省エネルギーの普及に努めること」を挙げている。

### (2) 湖南省環境基本計画

湖南省環境基本計画では、環境未来像を「野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南」として、基本目標①共生：豊かな自然と地球を未来に残します、②循環：環境負荷の小さい社会を築きます、③快適：健康で良好な生活環境を守ります、④文化：潤いのある文化的な環境をつくります、⑤協働：みんなが一体となって環境自治を進めます、として環境に対する政策・事業を体系化している。

地域エネルギーについては、②の「循環」の中で、「地球温暖化防止への取り組みと対策推進」において「7. 太陽光や風力など、自然エネルギーの積極的な活用を図る。」としている。また、「省エネルギーの推進」において「1. 家庭、学校、職場、地域で省エネルギーの取組を実践する。」「13. 新エネルギーを使った設備機器などを積極的に導入するように努める。」「14. 新エネルギー導入に向けた支援制度について情報を提供する。」「15. 太陽光発電の設置に対する表彰制度を設ける。」「17. 間伐材や廃木材など未利用エネルギーの利活用について調査、検討する。」している。

### (3) 地域主体との包括的連携協定

地域エネルギーの政策・事業を推進するために、基本計画に定められた自助・自立のまちづくりや効率的・効果的な行財政システムづくりの方針に基づいて、市と地域主体が包括的連携協定を締結することで、それぞれの資源・ノウハウ・人材・資金等を持ち寄りながら、市・事業者・地域（市民）にとって最適な取り組みとしている。

具体的には、2012年5月に、湖南省と地域循環・エネルギーを含む環境、福祉、観光等を横断的に取り組む「こにゃん支え合いプロジェクト推進協議会」と市が包括協定を締結し、以下の事項について公民連携により政策・事業を進めていくこととなった。

#### (連携事項)

- ・自然エネルギー等を活用したまちづくりに関すること。
- ・アール・ブリュット等の資源を活用した地域福祉に関すること。
- ・地場産業を活かした地域のブランドづくりに関すること。
- ・地域資源の活用による地域内循環に関すること。
- ・観光や文化の振興、交流に関すること。
- ・地域主権と新しい公共、環境に配慮したまちづくりに関すること。
- ・その他、上記に関連した、地域活性化に資する取り組みに関すること。

### (4) 関連計画を含む地域エネルギー政策の体系

湖南省における地域エネルギーに関連する計画体系以外で、これに関連するものを整理しておく。

まず、環境分野においては、国の環境基本法、環境基本計画があり、県の滋賀県環境基本条例、第三次滋賀県環境総合計画、持続可能な滋賀社会ビジョンがある。これらと整合を図りながら、湖南省における環境・地域エネルギーの取り組みを進めていくこととなる。

つぎに、地域エネルギーに関しては、個別分野の方針として国のエネルギー基本計画と、県の滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランなどがある。

そして、湖南省においては条例に基づき、基本計画、環境基本計画、地域主体との包括的連携協定によって、地域エネルギーに関する取り組みを位置づける。

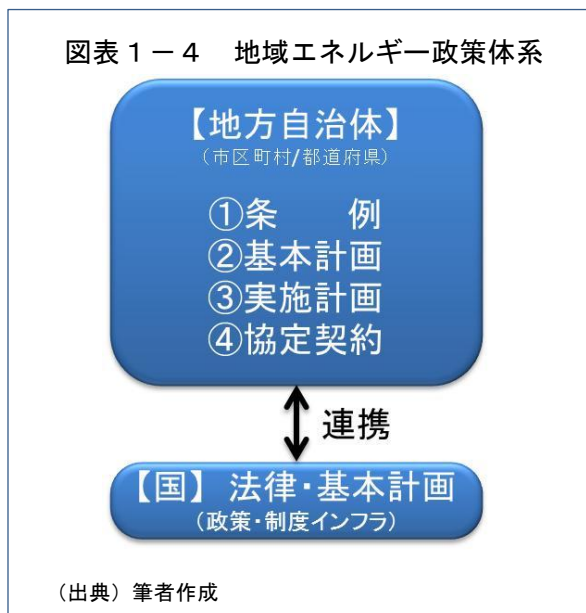
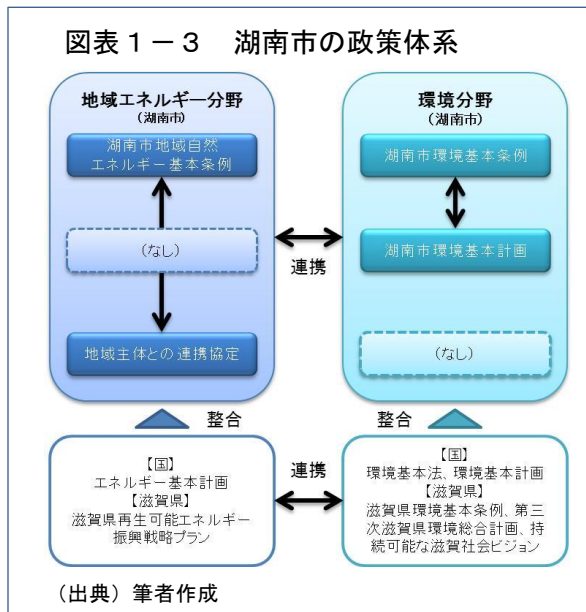
このような地域エネルギー政策の体系の関係性をまとめたものが、図表1-3である。地域エネルギー分野においては、環境分野における環境基本計画に相当する計画が存在しないこと、また国の環境基本法にあたる根拠法が整備されていないことがわかる。

### 3 地方都市の地域エネルギー政策体系

湖南省における地域エネルギー政策の体系を見てきたが、それらを踏まえて地方都市における地域エネルギー政策の体系について考察を加える（図表1-4）。

#### (1) 法律

地方都市における地域エネルギー政策の位置づけについて、環境分野における環境基本法に相当する根拠法を置くことが必要と考えられる。「地域エネルギー政策」の趣旨・目的を、国民的な視点から定義・根拠づけるとともに、国と地方自治体（市区町村と都道府県）の役割分担や計画・事業の政策・制度的なフレームを規程することによって、各地域の特性に応じた取り組みを持続的に推進するインフラとなると考えられる。また、それに基づく必要最小限の国の方針を示す基本計画を定めるこ



とで、政策的な後戻りをさせないような仕組みを設けておくことが求められる。

#### (2) 条例

つぎに、湖南省地域自然エネルギー基本条例のように、地方自治体の相違としての条例を定めることが必要と考えられる。地域特性にあわせて、湖南省の基本条例のように理念を規程するものやより具体性・現実性のある内容を定めるものなど、多様な内容の条例が想定される。

地方自治体における持続的な取り組み、後戻りをしない政策・事業の推進のためにも、議会を通じた条例制定が有効であると考えられる。

#### (3) 基本計画

条例を受けて、地域エネルギー政策の中長期的な計画を定めるものとして、基本計画を定める方法が考えられる。地域エネルギーに関する取り組みは、数年間の実施計画では時間的な制約から十分な計画とならない可能性があることから、条例を踏まえた長期スパンの計画を定め、それに基づく政策・事業運営を遂行していくことが望まれる。

#### (4) 実施計画

条例や基本計画を受けて、具体的な政策・事業・予算・活動等を計画するものとして、3年程度の短期・中期の計画を策定する方法がある。今後さらに厳しさを増す財政状況の中で、計画的・継続的な政策・事業を推進していくためのベースとして、実施計画を置くことが考えられる。

#### (5) 協定・契約

条例や基本計画、実施計画に基づく地方自治体の取り組みを、効率的かつ効果的に進めていくために、公民連携による協定・契約などが必要不可欠である。公会計の精度制約の中で、地域エネルギー事業による売電収益等を適切に管理・活用していくためには、民間主体（企業、団体等）との連携が必要となる。

具体的・現実的な事業を円滑に企画・実現・運営していくためにも、必要最小限の公民連携の協定・契約が求められる。



## 第2章 湖南省地域自然エネルギー基本条例の制定過程

### 1 市民主体の市民共同発電所の取り組みと地域・市民の意識醸成

湖南省では、1997年から近畿初の事業型市民共同発電所として、湖南省にてんとうむし1号が設置された歴史がある。事業主体は「いしべに市民共同発電所をつくる会」（代表、村本孝）で、市民から一口20万円を出資を募り太陽光パネルを共同で設置し、その売電金額を出資者に配当する取り組みで、現在のコナン市民行動発電所の事業スキームと同じ方式であった（図表2-1）。

本事業の意義は、①出資者にとっては、だれもがクリーンエネルギーの生産・供給に関われる機会ができ、節電・節約や新しい人間関係が生まれること、②屋根の提供者にとっては、設置したことによる従業員や会員、見学者とのかかわりが生まれ、クリーンエネルギーに関する意識が啓発されること、③地域にとっては、環境や地域エネルギーに対する意識が向上し、学校や会社、団体等の見学場所が確保されることなどがあった。

設置後十数年間を経過して、着実な発電事業と売電収益の確保、その配当を継続しており、湖南省内における自然エネルギーに関する意識啓発・取り組みの浸透に貢献してきている。

### 2 全国に先駆けた地域自然エネルギー基本条例の制定への動き

2012年6月3日に、湖南省において再生可能エネルギーの取り組みについて考える「再生可能エネルギー地域フォーラム in 湖南～自然エネルギーは地域のもの～」が開催された。その3日後の2012年6月6日に、東京において独立行政法人科学技術振興機構主催（総務省共催）の「自然エネルギーは地域のもの」のシンポジウムが開催された。それらの機会を通じて、谷畑英吾湖南省長や地域主体の代表者であ

図表2-1 てんとうむし1号概要

〔設置場所〕
滋賀県湖南省石部南六丁目10番10号 株式会社なんてん共働サービス・屋上
〔事業主体〕
「いしべに市民共同発電所をつくる会」 （代表 村本 孝）
〔出資方法〕
会員18口×20万円（出資金）のべ30人 配当金 5,000円/年 元金回収 40年
〔事務局〕
（株）なんてん共働サービス内 事務局員 佐々木義彦 溝口弘 日々記帳 佐々木義彦
〔設備概要〕
多結晶型太陽電池30枚（4.35kw）、インバーター（電流交換器・デジタル表示付き）、接続箱（太陽光発電・既設電力）、メーター（買電・売電・発電）
〔発電量〕
300kwh（月平均）
〔設置日〕
1997年6月1日
（出典）池本（2013）より

る溝口弘会長（こにゃん支え合いプロジェクト推進協議会）から、地域主体で取り組む自然エネルギーの取り組みとして、てんとうむし1号から始まった湖南省における地域実践の事例が報告され、来場者の関心を集めた。特に、6月6日のシンポジウムでは、地域による地域のためのエネルギー政策実現に向けた制作の必要性や自然エネルギー資源を外部から収奪されずに、地域自らが最大限に活用して地域経済循環を創出していくことの必要性、そのための条例の必要性についても言及があった。

2012年7月からの固定価格買取制度の導入を契機として、全国的に多数の自然エネルギーを活用した事業が展開されるようになった。小石と越膳（2013）によれば、北は北海道札幌市から南は九州長崎市まで、太陽光、風力、熱などを活用した地域エネルギー発電所の取り組みが行われていることがわかる。

#### （1）制定までの経緯

2012年7月の固定価格買取制度の導入後、大手メーカーや企業等による地域からみれば「外部大規模資本」によるエネルギー事業の動きも急速に拡大を見せた。しかし、そのような外部大規模資本によるエネルギー事業は、地域固有の自然エネルギーによる果実（エネルギーおよび売電益）を地域外に流出する構造を持っており、当該地域の自治体・地域関係者には、固定資産税等を除くとほとんど経済効果が発生しないことが課題となった。

そこで湖南省は、自然エネルギーの活用を地域経済循環・活性化に結び付けるという政策の方向性、基本理念を定めるものとして、2012年9月議会において、湖南省地域自然エネルギー基本条例を制定した。

2012年4月に湖南省の機構改革により市民環境部に地域エネルギー課が発足し、龍谷大学堀尾教授の指導・アドバイスを受けながら、半年にわたって条例案の作成・検討、市の総合政策会議への付議、市議会全員協議会への概要説明、法規審査会、市環境審議会での意見の聴取、パブリックコメント<sup>2</sup>、滋賀県議会温暖化・エネルギー対策特別委員会での報告等を実施した。その後、2012年9月議会に、湖南省地域自然エネルギー基本条例案を提案し、審議を経て、可決・成立した。

以下、条例の条文にそって、本条例の内容について簡潔に説明する。

#### ①目的

条例の目的として、「地域における自然エネルギーの活用について、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、地域固有の資源であるとの認識のもと、地域

---

<sup>2</sup> パブリックコメントへの意見はなかった（池本（2013））

経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。」(第1条)と定めている。自然エネルギーが地域固有の資源であること、それを地域経済の活性化につなげること、地域が主体となった持続的な発展に寄与することを定めている点に特徴がある。

## ②定義(対象)

条例の対象となる自然エネルギーについて、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの(第2条)として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどと定義している。今後の技術的な進歩等によって、必要に応じて対象の拡大などの措置を取っていく必要性がある。

## ③理念

条例の基本理念として、以下の4項目を掲げている。

- (1) 市、事業者及び市民は、相互に協力して、自然エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。
- (2) 地域に存在する自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図るものとする。
- (3) 地域に存在する自然エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用するものとする。
- (4) 地域に存在する自然エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする。

注目すべき点として、(3)の「地域に根ざした主体」が、地域エネルギー事業に取り組むことを掲げており、外部大規模資本による事業実施に対する一定の制約要素となることが期待される。

## ④役割分担

地域自然エネルギーに関する政策・事業を推進するために、市、事業者、市民の役割分担とその連携が必要であり、それについての規定を第4条から第6条においている。まず「市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の理念に沿って積極的に人材を育成し、事業者や市民への支援等の必要な措置を講ずるものとする。」こと、つぎに「事業者は、自然エネルギーの活用に関し、第3条の理念に沿って効率的なエネルギー需給に努めるものとする。」こと、最後に「市民は、自然エネルギーについての知識の習得と実践に努める」ことおよび「その日常生活において、

自然エネルギーの活用に努める」ことを、それぞれの役割としている。

留意点として、池本（2013）によれば、第4条の市の役割は、基本理念を実現するため、積極的に人材や組織等を育成し、地域が主体となった自然エネルギーの活用する取り組みを支援することであり、その支援等の内容は、財政的な支援ではなく、自然エネルギーの活用において必要となる制度等の構築や研修等の支援を指すと述べている。

#### ⑤政策推進

政策を推進していくために、「市は、自然エネルギーの活用に関しては、国、地方公共団体、大学、研究機関、市民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。」とし、「市は、自然エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、自然エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。」こととしている（第7条および第8条）。

湖南省の地域における公民連携の取り組みだけでなく、国や他の地方自治体、大学、研究・専門機関、NPO 等との市域を超えた連携の促進を定めている点は、地域エネルギーの取り組みが自立的なものであると同時に、相互に連携・補完し合いながら社会全体としての役割を大きくしていく必要があることから、その重要性を認識することが求められる。

#### ⑥罰則等

本条例には、罰則規定等の規定はなく、今後の湖南省における自然エネルギーの活用に向けた理念を定める条例となっている。

### 3 地域自然エネルギー基本条例の波及・展開

湖南省の全国に先駆けた条例制定の動きは、大きな社会的関心を呼び、多くのメディア・報道等で取り上げられた。そのことを通じて、自然エネルギーを地域のために活用していくという理念に賛同する地方自治体によって、同条例を参考にした条例制定の動きが広がっていった。

具体的には、愛知県新城市、兵庫県洲本市、高知県土佐清水市、長野県飯田市などで、湖南省の条例の趣旨と関連した条例を制定し、地域自然エネルギーの政策・事業を推進している。今後はこれらの地方自治体や関係団体（民間サイド）との横連携を深め、各地域の取り組み・状況等の情報交換や課題の共有、解決策づくりなどを進めていくことが求められる。

### 第3章 公民連携によるエネルギー政策の推進過程

#### 1 地域循環による地域活性化の取り組み

##### (1) こにゃん支え合いプロジェクト推進協議会の設立・活動開始

1997年のてんとうむし1号の設置から十数年を経て、2011年に新しい公民連携によるまちづくりのプロジェクトとして、こにゃん支え合いプロジェクト推進協議会が設立され、活動を開始した。当時の総務省「緑の分権改革モデル実証調査事業」に採択され、環境（エネルギー）、福祉（ケア）、特産品（フード＝食）の3つの領域を横断的に連携・循環させることによって、地域主体の新しい経済循環・活性化のモデルを構築することを目的に、活動が展開された。協議会は、湖南省内で活動する環境、福祉、観光、経済、農業、まちづくり等の各分野から、実務的な活動を推進するためのキーパーソン10名を集めて組織された（図表3-1）。

**図表3-1 協議会の構成**

	石部まちづくり協議会	会長	大進 義光
	下田まちづくり協議会	会長	角島 啓一
会長	NPOアワイおぼしクラブ	代表	溝口 弘
	湖南省社会福祉協議会	事務局長	中野 孝
副会長	NPOはれたりくもったり	事務局長	牛谷 正人
	湖南省工業会	事務局長	林田 隆
	湖南省商工会	事務局長	小嶋 志郎
副会長	湖南省観光物産協会	事務局長	長村 通裕
	農事組合法人グリーンファーム香清	代表	井上 操
	滋賀県立大学	准教授	近藤 隆二郎
	(財)地方自治体公民連携研究財団	博士	藏田 幸三

(出典) 筆者作成

活動の軸として、①エネルギー分野の取り組み＝コナン市民共同発電所プロジェクト、②福祉分野の取り組み＝アールブリュット福祉ツーリズムプロジェクト、③特産品（食）分野の取り組み＝コミュニティルネッサンスプロジェクトの3つを掲げた。会長、両副会長が1つずつプロジェクトを統括し、協議会メンバーで3つのワーキング（分科会）を設け、そこでの議論を中心に実際の活動を展開した。

地域自然エネルギーに関するモデル的な実証実験を展開した「コナン市民共同発電所プロジェクト」は、2011年度には湖南省における自然エネルギーの発電・売電事業のフィージビリティ（実現可能性）を検証するために3か所（福祉施設2か所（小規模・大規模施設）と観光施設）にモデル発電所を設置し、その運用状況を調査するとともに、市民口座の開催など普及啓発事業を展開した。2012年度には、コナン市民発電所初号機の事業化に向けた普及啓発・市民連続講座等の実施、小水力実験や電力の見える化の事業を展開した。

(2) 活動成果に基づく市と協議会の包括協定と事業主体（法人）の設立

2011年度のこにゃん支え合いプロジェクト推進協議会の取り組みが一定の成果をあげ、具体的な市民共同発電所等の事業推進に向けた見通しが見え始めてきたことから、単発的なモデル事業としての取り組みから、継続的・持続的な活動へと発展させるための仕組みづくりが必要となった。

そこでより円滑な行政と民間・地域をつなぐベースとして、湖南省においては地域団体とは初となる包括連携協定を、湖南省とこにゃん支え合いプロジェクト推進協議会との間で締結した。その中に地域自然エネルギーに関連する取り組みについて、公民連携で取り組んでいくこととその担い手として本協議会を位置づけた。

しかし、基本条例が定める地域主体による市民共同発電所等の地域自然エネルギー事業を実施するためには、任意団体である協議会では契約や資産保有、税務申告、リスク管理、資金調達等において多くの課題に直面することが明らかとなった。そこで、市と協議会が公民連携で取り組む地域自然エネルギー事業を実施するためのヴィークル（組織／受け皿）として、一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクト（代表理事 溝口弘、理事他3名、監事1名）を設立した。このことによって、20年間にわたる長期の発電事業に対する契約責任を担保することができるようになり、コナン市民共同発電所の初号機の実現に向けた準備が整った。

2 コナン市民共同発電所 初号機の取り組み

地域自然エネルギー基本条例に基づく、公民連携の政策・事業推進の第一号として、コナン市民共同発電所初号機<バンバン発電所>の取り組みがスタートした。2011年の実証実験の際、太陽光発電施設をモデル設置した社会福祉施設との連携により、初号機の設置場所を確保することができた。湖南省は障がい者福祉の分野における全国的な先進地であることから、2011年の段階から福祉との連携による事業実現に対する意識・方針が広く共有されたことで、事業実現へとつな

図表 3-2 初号機の設置概要

設置場所	滋賀県湖南省西峰町1-1 社会福祉法人オープンスペースれがーと
事業主体	一般社団法人 コナン市民共同発電所プロジェクト
パネル機種	ソーラーフロンティア
定格出力	20.88kW
売電先	関西電力
総事業費(税抜)	8百万円

(出典) トランスバリュー信託『自然のちからファンド アースソーラー (コナン市民共同発電所 初号機)』(販売用資料) 2012年10月、5頁。

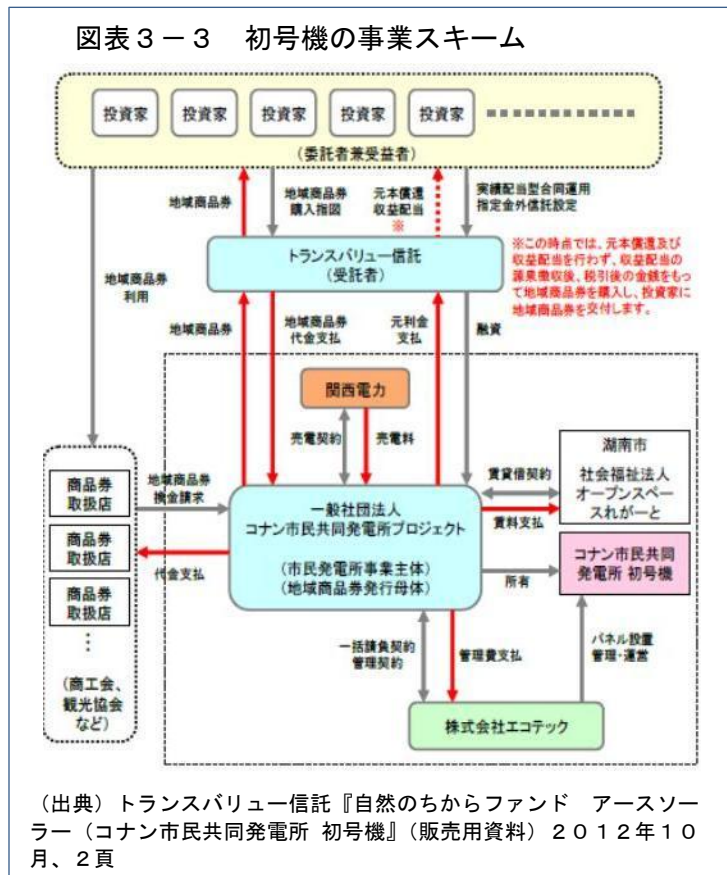
がった。

初号機の事業スキームの構築にあたっては、条例の趣旨に基づき、地域循環をどのように実現していくのか、が課題となった。東近江市等における事例調査を通じて、地域商品券で配当することのメリットとデメリットを分析した結果、信託スキームを活用し、不特定多数の市民からの出資を安全に管理し、それを地域商品券で配当することができる方式を選択した。配当である地域商品券は、地域の特産品アンテナショップや福祉施設等の商品等と交換できるように、関係者との調整を行った。

施設設備の概要は、図表3-2の通りである。

また、出資・配当等の市民共同発電所のスキームは、図表3-3の通りである。出資は一口10万円で80口、出資者には元金と収益配当2.0%（税引前）を加えた金額を20年間にわたり商品券で配当することとなっている。施設の設置・運営等は一般社団法人コナン市民共同発電所が担い、信託業務や工事業務等を外部専門事業者へ委託した。

2013年2月には、市民共同発電所の出資が集まったことから、湖南市民共同発電所の初号機の設置が行われ、地域自然エネルギー事業の運用が開始された。オープニングには、谷畑英吾湖南市長も出席し、テープカットが行われた。その後、毎月の発電量は、湖南市の広報紙「広報こなん」に1ページを使って紹介・情報公開され、広く市民に向けた普及啓発の材料として活用されている。当初の事業計画(収支計画)に沿って発電事業は運営されており、2014年春には第一回の配当が行われる予定



となっている。

### 3 コナン市民共同発電所 式号機の取り組み

地域自然エネルギー基本条例に基づく、公民連携の政策・事業推進の第二号として、コナン市民共同発電所式号機<甲陸発電所>が計画された。2013年2月の初号機の運用開始を経て、式号機の事業が計画された。初号機が20kWhと比較的小規模なものであったことから、式号機はより大規模な発電事業として

スケールメリットが発揮できるよう、100kWh規模の事業として計画された。

施設設備の概要は、図表3-4の通りである。また、出資・配当等の市民共同発電所のスキームは、図表3-5の通りである。

式号機の新しい特徴として、以下の2点がある。①地域事業者（企業市民）との連携が実現したこと、②配当方式の多様化を行ったことである。

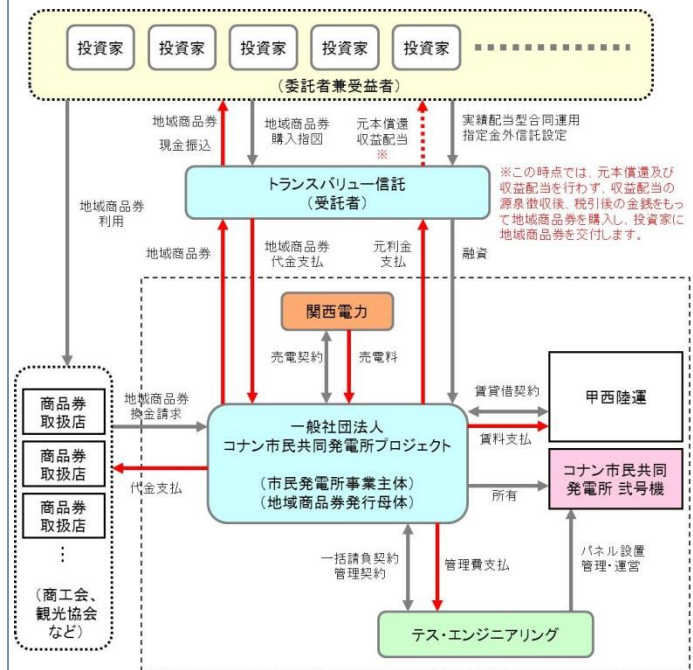
①については、式号機の実現にあたって地域貢献に熱心に取り組んできた地元企業が、発電施設の設置場所の提供に

図表3-4 式号機の設置概要

設置場所	滋賀県湖南市柑子袋222番地 甲西陸運株式会社甲陸中央物流センターの屋上の一部
事業主体	一般社団法人 コナン市民共同発電所プロジェクト
パネル機種	ハンファ
定格出力	105.6kW
売電先	関西電力
総事業費	約36百万円

(出典) トランスバリュー信託『自然のちからファンド アースソーラー(コナン市民共同発電所 式号機)』(販売用資料) 2013年4月、5頁。

図表3-5 式号機の事業スキーム



(出典) トランスバリュー信託『自然のちからファンド アースソーラー(コナン市民共同発電所 式号機)』(販売用資料) 2013年4月、4頁。



協力していただいた。それによって、これまで市民・個人中心であった出資者が、企業・商店・事業所等へと大きく拡大することにつながった。同時に企業にとっても、新しい事業型の地域貢献活動のひとつとして、市民共同発電所の仕組みを活用することによって、これまでにないCSRの取組として情報発信することができるようになった。そのようなきっかけとなったのは、基本条例の社会的な関心、メディア報道と、市長と産業界との意見交換であり、市民のみならず企業・事業者を巻き込むことによる新しい公民連携のチャンネルが構築された。

②については、初号機の出資呼びかけの中で、出資に対する元金の返済と売電益の配当のすべてを地域商品券で行うことに対する声があり、特に弐号機では事業規模が大きくなることから出資額も個人の1口・2口程度だけでなく、企業・団体等がまとめて出資にご協力いただくことが想定されたことから、元金の返済についてのみ商品券と現金とを選択できるように工夫・改善を行った。そして条例・事業趣旨等に照らして、すべて商品券で配当を受ける場合には2.0%、元金を金銭で受け取る場合には1.5%と予定配当率に格差を設けた。

弐号機は2012年9月から運用を開始している。事業規模が大きくなることから、日常的な管理運営における事業主体の責任は重くなっており、その責務を着実に果たしていくことが、将来的な持続的な公民連携事業の礎になっていくと考えられる。

#### 第4章 政策的インプリケーション

##### 1 条例制定による制度的フレームづくり

第一に、地方都市における自立的・持続的な暮らしを実現するために、地域エネルギー政策は重要な位置づけを占めており、同分野の基本的な方針を条例として定めることによって制度的なフレームを安定的に構築することが有効であること。

##### 2 公民連携による自立的・持続的な事業展開

第二に、財政状況が逼迫する中で、地方自治体の政策経費を継続的に投入して実施する政策には、資金的な制約から質・量の両面において一定の制約があり、それを補完するために公民連携による政策推進が効果的であること。

##### 3 政策・事業を加速させるための戦略

第三に、地域エネルギー政策・事業の促進に向けて、法制度上の制約や規制の緩和、

先導的事業に関する政策的支援、税財政の改革等の必要性があり、総合的・複合的な政策パッケージとして推進することが、これからの日本の地域再生、経済活性化、持続的な発展を実現するために重要であること

#### 4 残された課題

今回対象とした地方都市（中核市以下のその他の市）以外での同様の研究が必要であると考えている。政令市の北九州市では、「市民太陽光発電所」を計画し、そのための特別会計を設置するなどの準備も進められているなど、様々な取り組みが進められていることから、今後は都市規模（政令市、中核市、特例市、その他の市）ごとに最適な地域エネルギー政策のあり方や公民連携での事業推進手法を研究していくことが求められる。

#### 参考文献

- 池本未和 2013年 「わがまちの条例 湖南省地域自然エネルギー基本条例」 『季刊自治と分権』50号（2013年5月） 自治労連・地方自治問題研究機構
- 小石勝朗・越膳綾子編著 脱原発をめざす首長会議編集協力 2013年 『地域エネルギー発電所：事業化の最前線』 現代人文社
- 湖南省 2015年 「湖南省総合計画：2015夢おこし・明日づくりの物語（後期基本計画）」
- 湖南省 2009年 「湖南省環境基本計画」 湖南省
- 東洋大学 PPP 研究センター 2013年 『公民連携白書2013～2014 省インフラ』 時事通信社
- 中川修治 2012年 「市民共同発電所の拓く未来:地域の創富力と地産地消経済」 2012年9月1日講演資料
- 根本祐二 2006年 『地域再生に金融を活かす：公民連携の鍵をにぎる金融の役割』 学芸出版社